

令和 6 年第 8 回 小坂町農業委員会会議録

令和 6 年 8 月 5 日（金） 16 時 00 分 役場会議室において招集した。

1. 出席委員（8 人）は次のとおりである。

1 番 安 保 清 栄	2 番 中 村 修太郎	3 番 阿 部 龍 平
5 番 木 村 功	6 番 宮 舘 秀 樹	7 番 奈 良 延 浩
8 番 本 田 立 子	10 番 亀 田 静 子	

2. 欠席委員（2 人）は次のとおりである。

4 番 小 舘 康 弘	9 番 中 村 仁
-------------	-----------

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	岩 澤 秀 一
事務局主査	細 越 浩 美

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局主査	細 越 浩 美
-------	---------

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

5 番 木 村 功	6 番 宮 舘 秀 樹
-----------	-------------

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

日程第 1	報告 第 16 号	令和 6 年度市町村農業委員会地区別研修会について
	報告 第 17 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 2	議案 第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請書について
	議案 第 4 号	非農地証明について

（16：00）

議長（亀田） それでは、定刻になりましたので、これから令和 6 年第 8 回の総会を始めたいと思います。

今回の大雨で大きな被害が発生し、被害額で 47 億円という被害額になっております。これ以上被害が拡大しないよう希望いたします。また、この農業被害が、営農意欲の減退を招き離農に繋がらないよう、迅速な復旧と営農支援について要望していく必要があると考えます。

さて、出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局 現時点で 6 名出席です。

議長 只今の出席者は 6 名出席です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員を指名いたします。5 番木村 功委員、6 番宮舘秀樹委員の両名を指名いたします。

（16：06）

議長 では、本日の議事に入ります。本日の議事日程は 1 ページのとおりとなります。

事務局	日程第１、報告第１６号について、事務局より説明を求めます。 日程第１、報告第１６号を説明いたします。 まず、２ページをお開き下さい。令和６年度市町村農業委員会地区別研修について報告します。研修会の資料は３ページになります。 この度の研修会には、町の農業委員、農地利用最適化推進委員合わせて１３人が出席しており、資料については全員に渡っておりますので添付を省略しております。 研修会では、全般的には今年度中に作成する地域計画のことについてが主な内容で、藤里町農業委員会から事例発表がありました。 順番は前後しますが、全国農業会議所からは農業農政の最近の動向や相続登記義務化について、秋田県農林政策課からは地域計画作成の進め方について、秋田県農業公社からは農地中間管理事業への全面移行についての説明がありました。 以上で日程第１、報告第１６号の説明を終了します。
議 長	ここで、暫時休憩します。 (１６：１１)
議 長	３番阿部龍平委員入室、８番本田立子委員入室 再開します。 (１６：１６)
議 長	報告第１６号について質問意見等ありますか。 ないようですので、よろしいでしょうか。
各委員	はいの声あり。
議 長	それでは、日程第１、報告第１６号を終了します。 (１６：１６)
議 長 事務局	次に、日程第１、報告第１７号について、事務局より説明を求めます。 日程第１、報告第１７号を説明いたします。 まず、４ページをお開き下さい。農地法第１８条第６項の規定による通知書について報告いたします。資料は６ページからとなります。 この土地は、耕作者と３条による賃借権が設定された土地で、この度解約について両方で合意されたものです。解約後の耕作者については現時点で決まっていません。 以上で日程第１報告第１７号の説明を終了します。
議 長	ここで、暫時休憩します。 (１６：１８)
議 長	再開します。 (１６：２０)
議 長	報告第１７号について質問意見等ありますか。 ないようですので、よろしいでしょうか。
各委員	はいの声あり。
議 長	それでは、日程第１、報告第１７号を終了します。 (１６：２０)
議 長 事務局	次に日程第２、議案第３号について説明を求めます。 日程第２、議案第３号について説明します。９ページをご覧下さい。

農地法第3条の規定による許可申請書であります。

概要は10ページで、申請書は11ページになります。この申請は、譲渡人が妹である鹿角市の譲受人に土地を無償で贈与するものです。16ページの位置図をご覧ください。対象になる土地63-3は細長い形状の土地で、隣接している62番地を令和4年に3条による贈与を行っていましたが、一体として利用しているこの土地について手続きが漏れていたため、今回の申請となりました。実際の形状は土手となっており税務でも現況を62番地と一体となった農地として課税しております。

添付書類として、譲受人の住民票が19ページ、耕作証明書が20ページとなっています。

以上で日程第2、議案第3号の説明を終わります。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(16:24)

議 長 再開します。
(16:26)
議案第3号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。

各委員 はいの声あり。
議 長 それでは、日程第2、議案第3号を終了します。
(16:26)

議 長
事務局 次に日程第2、議案第4号について説明を求めます。
日程第2、議案第4号について説明します。21ページをご覧ください。
非農地証明願であります。
概要は22ページになります。この証明願いは、自宅の道路向かいの農作業小屋の増築を計画したところ登記地目が田となったままであるため、非農地としての証明願いが出されたものです。現地は7月18日に小館委員と確認しております。また、この土地は現在宅地として課税になっています。非農地となった経緯については、昭和の初め頃に牛舎を建てており、その後昭和60年に現在の農作業小屋を建て現在に至っているものです。添付書類として24ページに位置図、25ページに現地確認写真となっています。
以上で日程第2、議案第4号の説明を終わります。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(16:28)

議 長 再開します。
(16:34)

議 長 議案第4号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。
はいの声あり。

各委員 それでは、日程第2、議案第4号を終了します。
議 長 総会の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第8回総会を終了し
議 長 ます。

|(16:34)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 亀田静子

署 名 委 員 本田立子

署 名 委 員 中村 仁